家庭用常備薬等の斡旋のご案内

日頃の運営について何かとご協力をいただきましてありがとうございます。

このたび、皆様方の疾病予防や健康管理の一助にしていただきたく、家庭用常備薬品等を特別価格にて斡旋いたします。 各家庭でのちょっとした怪我や、軽い疾病等早期治療の一助としてご利用ください。 ご希望の方は、下記要領にてお申込みください。

(1. 申込方法)

学校名・氏名・組合員コード・住所・数量・金額を記入の上、 学校生協にお申込みください。

(2. 申込締切日)

2020年5月29日(金)

(3.納品方法・送料)

6月26日(金)頃にお届けします。学校にお届け分は、送料無 料といたします。自宅にお届け分は、4,000円未満は、別途 送料500円をいただきます。

4. 支払方法

2020年8月給与または口座より引き落としさせていただ きます。

注意事項

※法により、下記商品には個数制限があります。複数個お申込みの方は申込書に複数購入理由をご記入願います。(お答えの ない方や理由によっては、複数の受付ができません)但し、お申込みは他の薬店等で同時購入のない方に限ります。

対象商品: No.21 プレコールせき止め錠A・No.30 プレコール鼻炎カプセルA

※ セルフメディケーション税制 詳細は厚生労働省または国税庁のホームページにてご確認ください。

必ずお読みください

※医薬品をお申込みの方は、株式会社アーテム ホームページ (http://a-tem.jp)の検索システム



で購入する医薬品の使用上の注意などを確認してください。
また、より安全にご使用いただくために、申込欄に記載しております【使用者の状態等の確認事項】について、差し支えのない範囲でお知らせ ください。ご記入いただいた内容を専門家が確認のうえ、より安全にご使用いただけるよう適切に対応いたします。

※指定第2類医薬品は、使用者の状態等により重篤な副作用が生じる可能性があり、特に注意を要する医薬品です。使用上の注意の「してはいけないこと」を必ずお読みいただくこと及びその医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを行ってください。 お薬のご質問・ご相談は、「お薬相談窓口 0120-191-195、薬剤師または登録販売者が対応いたします。 相談専用E-mail: kusurisoudan@a-tem.jp]までご連絡ください。



医薬品検索システム 用いただけます。

お問合わせ先 (委託業者)

株式会社アーテム

東京都墨田区江東橋1丁目12番8号 KDビル8階

電話:03-6659-5705

●営業時間 9.00~17.30 (土・日・祝日を除く)





お申込みの際にご記入いに だきましたお届け先住所等 の個人情報につきましては、 ブライバシーボリシーに 基づき厳重に管理し、商 ことはございません。

●お申込みの際、ご記入もれがないかご確認ください。お客様のご都合による返品・交換につきましては、送料等はお客さまご負担となります。 ●商品開封後の返品は一切お受けできませんので、ご了承ください。 ●予告なく容量・パッケージ等の変更がありますので、ご了承ください。●万一商品の品切れの際は、ご了承ください。 ●斡旋価格には消費税が含まれております。









店舗の管理及び運営に関する事項

- 1.許可の区分の別 店舗販売業
- 2. 店舗販売業者の氏名又は名称その他の店舗販売業の許可証の記載事項 名称:株式会社アーテム 許可番号:第09V00337号 所在地:大阪市東成区大今里南2丁目1番12号

有効期限:平成28年4月1日~平成34年3月31日

- 3.店舗管理者の氏名 鐘ケ江官子
- 4. 当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務 薬剤師:鐘ケ江官子

登録販売者:上向孝、西河裕美子、守田安希(店舗販売業務全般) 薬剤師又は登録販売者の勤務時間

9:00~17:30(土・日・祝日及び年末年始は除く) 5. 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分

- 第1類医薬品、第2類医薬品、指定第2類医薬品、第3類医薬品
- 6. 当該店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明
- 名札による区別及び薬剤師は白色の白衣、登録販売者は青色の白衣を着用
- 7. 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入 又は譲受けの申し込みを受理する時間 営業時間:9:00~17:30(土・日・祝日及び年末年始を除く)

購入の申し込みに限り、時間外受け付けいたします

8. 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

電話番号06-6975-1888

相談専用電話:0120-732-221(フリーダイヤル)

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

- 1.要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の定義並びにこれ らに関する解説
 - *要指導医薬品:一般用医薬品とは性質が異なり、製造販売の承認を受けてから、 一定期間を経過しない医薬品で、その適正な使用のために薬剤師の対面による 情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が必要なもの及び毒薬・劇薬に指定さ
 - *第1類医薬品:その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生 ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なもの(特にリ スクが高い医薬品)
 - *第2類医薬品:その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生 ずるおそれがあるもの(比較的リスクが高い医薬品)
 - *第3類医薬品:第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品(比較的リ スクが低い医薬品)

2.要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の表示に関する解説 要指導医薬品:要指導医薬品 第1類医薬品:第1類医薬品

第2類医薬品:第2類医薬品 第3類医薬品:第3類医薬品 指定第2類医薬品:第②類医薬品又は第②類医薬品とパッケージに表示

- 3. 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の情報の提供及び 指導に関する解説
 - *要指導医薬品は薬剤師が対面により書面による情報提供ならびに薬学的知見 による指導を行います
 - *第1類医薬品は薬剤師が書面(又は電磁的記録の表示)をもって行います
 - *第2類医薬品は必要に応じて薬剤師又は登録販売者が書面(又は電磁的記録の 表示)をもって行います
- *第3類医薬品は必要に応じて薬剤師又は登録販売者が書面(又は電磁的記録の 表示)をもって行います
- 4.要指導医薬品の陳列等に関する解説

情報提供カウンター背面の鍵のかかる陳列設備に陳列

- 5. 指定第2類医薬品の陳列等に関する解説
- 情報提供カウンター背面の鍵のかかる陳列設備に陳列
- 6.指定第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第2類医 薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第2類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨

使用者の状態により重篤な副作用が生ずる可能性があり、特に注意を要する医薬 品です。使用上の注意の「してはいけないこと」をお読みください。ご不明な点が ある場合は、薬剤師又は登録販売者にご相談ください

- 7. 一般用医薬品の陳列に関する解説
 - *第1類医薬品は情報提供カウンター背面の鍵のかかる陳列設備に陳列
 - *第2類医薬品、第3類医薬品はリスク区分ごとに陳列
- 8. 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説 医薬品(病院、診療所で投薬されたものの他に薬局で購入したものも含まれま す。)を適正に使用したにもかかわらず、副作用によって一定レベル以上の健康被 害が生じた場合に、医療費などの給付が行われる制度です。 相談窓口:独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 連絡先0120-149-931
- 9. 個人情報の適切な取り扱いを確保するための措置 ご提供いただいた個人情報は、個人情報保護法で定められた管理方法に則り、個人 情報を保護することの重要性を認識し、法令遵守および安全な取扱いを行います 10 その他必要な事項

(許可権者:大阪市 06-6208-9986)

特定販売に関する事項

. 店舗の主要な外観の写真



2. 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真



指定第2類医薬品陳列棚



第2類医薬品、第3類医薬品陳列棚

3. 現在勤務している薬剤師又は登録販売者 の別及びその氏名 薬剤師:鐘ケ江官子

登録販売者:上向孝、西河裕美子、守田安希

4. 開店時間及び特定販売を行う時間:9:00~

17:30 薬剤師又は登録販売者の勤務時間

9:00~17:30(土・日・祝日及び年末年始は 除く)

. 特定販売を行う一般用医薬品の使用期限 使用期限が1年以上の医薬品を販売いた します